



福岡医発第2418号(地)
令和2年12月14日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

「感染防止宣言ステッカー」及び「新型コロナウイルス感染防止対策助成金」
の周知について

今般、標記について福岡県保健医療介護部より、別添のとおり周知依頼がありました。

福岡県においては、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、県民が安心して施設や店舗を利用いただくために、事業者に対し業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施と「感染防止ステッカー」の申請・掲示について依頼がなされております。

本通知は、会食の飲食店等を利用の際には、「感染防止宣言ステッカー」を掲示した飲食店等をご利用いただき、医療機関内に設置された飲食店等の関係施設についても、感染防止対策を実施し、「感染防止宣言ステッカー」を掲示していただくことを依頼するとともに、併せて感染防止対策に必要な物品や機器等の購入の助成金について周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



「感染防止宣言ステッカー」及び「新型コロナウイルス感染防止対策助成金」の周知について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策の一環としまして、県民をはじめ多くの方に、安心して施設や店舗を御利用いただくため、別添のとおり、事業者の皆様に対し、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の実施と、「感染防止宣言ステッカー」の申請・掲示をお願いしているとともに、県民の皆様にも、ステッカー掲示店等、感染防止対策を実施している店舗の利用を呼び掛けております。

これから年末年始に向け、会食の機会が増えるシーズンとなりますが、感染拡大を防止するためには、感染リスクが高いと言われる飲食の場でのクラスターを防ぐことが重要となります。

つきましては、貴会会員に対しまして、会食の飲食店等を御利用の際には、「感染防止宣言ステッカー」を掲示した飲食店等を御利用いただき、貴会会員の医療機関内に設置された飲食店等の関係施設におかれましても感染防止対策を実施し、「感染防止宣言ステッカー」を掲示していただくとともに、併せて、感染防止対策に必要な物品や機器等の購入の助成金の活用について、周知していただきますようお願いいたします。

記

添付文書

(1) 感染防止宣言ステッカー ちらし

福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker-portal.html>

(2) 飲食店向け新型コロナウイルス感染防止対策助成金 ちらし

(概要) ・客席を設けず持ち帰りのみの店舗は除く

・1事業者あたり5万円上限、複数店舗の場合は10万円上限

・対象物品は、マスク、アルコール消毒液、空気清浄機など

福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/inshokuten-joseikin.html#insyokuten>

各医師会通知

感染防止対策を徹底しているお店や施設を利用しよう



感染防止対策の徹底×対策の見える化

感染防止宣言ステッカー



福岡県からの お知らせです



福岡県
FUKUOKA Prefecture



県民の皆さまへ

業種別の感染拡大防止ガイドラインを遵守している店舗・施設を選び、感染症から自分の身を守りましょう



事業者の皆様へ

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、

「感染防止宣言ステッカー」

を入口など目立つ場所に掲示し、安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう



ステッカーの 申請はこちら

福岡県庁 ステッカー

search

<問い合わせ先>

福岡県新型コロナウイルス感染症
一般相談窓口

電話番号：0570-783-019

対応時間：平日9時～20時まで



○取得方法

- (1) 県ホームページ（※）に掲載している申請フォームをクリックして申請前申請をします。
- (2) 県からメールが届くので、メール内容をご確認の上、メール内のURLから本申請の手続きをします。
- (3) 本申請の必須項目を入力し、回答を完了させます。
- (4) 県からメールが届くので、メール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」を取得します。
- (5) 店舗・施設の入口など、目立つ場所に掲示してください。

「感染防止宣言ステッカー」を取得するには、事業者が実施すべき感染防止対策をすべて実施していただく必要があります。

○主な注意事項

- (1) 「感染防止宣言ステッカー」利用事業者に対し、福岡県又は、その指示を受けた者が店舗・施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。
- (2) 申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合には、発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(※)申請フォームは以下URLに掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>





福岡県飲食店向け 新型コロナウイルス感染対策助成金

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



新型コロナウイルス感染防止対策を実施する飲食店事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止対策を行う飲食店を対象に、マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費を福岡県が助成します。

(申請受付期間：令和2年9月18日～令和3年2月28日消印有効まで **延長**)

◆ 助成対象者 (以下の全てを満たす事業者)

- ① 福岡県内の中堅・中小法人・個人事業者
- ② 食品衛生法に基づく営業許可の取得事業者のうち、その業種が飲食店営業及び喫茶店営業の事業者
(客席を設けず持ち帰り用の食品提供のみの形態を除く)
- ③ 業種別ガイドラインに従って感染防止対策を行い、福岡県「感染防止宣言ステッカー」の登録及び店舗に掲示している事業者
- ④ 以下に掲げる福岡県の新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助金の支援を受けない者
 - ・経営革新実行支援補助金 (感染防止対策)
 - ・福岡県宿泊事業者緊急支援補助金



◆ 助成額 (1事業者あたり、5万円(複数店舗を有する事業者は10万円)まで助成)

対象となる支出額	助成額	必要書類
100,000円以上	10万円	①飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金申請書 ②令和2年4月1日から 2月28日消印有効まで(延長) に感染防止対策として購入した物品の領収書の 原本及び品目や金額がわかる明細等 ※領収書等は助成後にお返しします。 ③食品衛生法営業許可(写し) ④その他事務局が必要と認める書類 複数店舗を有する事業者のみ10万円まで助成されます。 詳しい内容は福岡県庁のHPをご覧くださいか、コールセンターへお問い合わせください。
90,000円～99,999円	9万円	
80,000円～89,999円	8万円	
70,000円～79,999円	7万円	
60,000円～69,999円	6万円	
50,000円～59,999円	5万円	
40,000円～49,999円	4万円	
30,000円～39,999円	3万円	
20,000円～29,999円	2万円	

申請先窓□ 福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局

【郵送先】〒810-0004 渡辺通郵便局留

福岡県飲食店向け感染対策助成金事務局 あて

【問合せ先】コールセンター TEL 0120-110-193

〈受付時間〉9:00～17:00(12/29～1/3を除く、土日祝日も受付)

